

広報メモ

令和6年6月28日

## 航空輸送の安全確保に関する業務改善勧告 および（安全統括管理者の職務に関する）警告書について

本日、6月28日、国土交通省大阪航空局長より、当社宛に「航空輸送の安全確保に関する業務改善勧告」ならびに（安全統括管理者の職務に関する）「警告書」が手交されましたので、下記のとおりご報告いたします。お客様および関係する皆様に、多大なるご迷惑ならびにご心配をお掛けいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 対象事象

- (1) 出勤前の自主検査でアルコールが検知されたことを自覚していながら出勤し、航空法で定められた勤務開始前のアルコール検査を実施しないまま業務を開始したこと
- (2) 実施した整備作業の記録の廃棄および機能点検の未実施
- (3) 当該事象の社内報告および初期対応の遅れ、ならびにアルコールに関する不適切事案が再発しており、安全管理システムに不足があること
- (4) 本事案以外にも整備作業開始前のアルコール検査の記録漏れがあったこと

#### 2. 事象概要

- (1) 5月18日（土）のアルコール検査において、早番勤務（勤務時間6:30~15:30）の整備士1名（50代男性）が決められた時刻（勤務開始前）にアルコール検査を実施せず、機体のトローリング（けん引車で機体を移動する作業）、機体の出発前点検、機体の不具合修復などの整備業務を実施した。  
その後、勤務開始1時間12分後に実施した検査においてアルコール（呼気0.06mg/L）が検知された。
- (2) 当該整備士は、上記記載の機体の不具合修復を実施したことに関し、作成途中の整備記録を廃棄し、整備手順書に定める作業実施後の機能点検も行っていなかった。
- (3) 5月18日に当該整備士と同じ早番勤務を実施した社員が、5月20日、同僚に当該整備士からア

アルコール検査で反応があったことを伝えた。同僚は、翌5月21日になっても当該アルコール反応事象が整備部内で周知されていないことを不思議に思い、管理職に質問したが管理職も当該事象を把握していなかったことから、不適切事象が発覚した。

### 3. 違反する法規類

#### (1) 不適切なアルコール検査

- ① 航空機乗組員等のアルコール検査実施要領（国土交通省航空局通達）
- ② 当社整備規程 付属書 整備管理規定 アルコール検査実施規則
- ③ 当社社内規程 業務処理要領 第13章 アルコール検査実施要領
- ④ 当社業務規程 第2章 8 整備従事者の責務

#### (2) 不適切な整備業務

- ① 航空法第19条第1項
- ② 当社整備規程 付属書 整備管理規定 第7章 整備記録・報告
- ③ 当社業務規程 第2章 7-1-1 シフト責任者

※ 当社整備規程…航空法第104条第1項に基づき、当社が、航空機の整備に関して定めた規程で、国土交通大臣の認可を受けた規程。

### 4. 対応

- (1) 当該整備士および当該整備士と同じ早番勤務を実施した整備士のアサイン停止
- (2) 航空機の健全性の確保
- (3) 国土交通省大阪航空局への報告（5月21日第1報、6月7日中間報告書提出）
- (4) 原因究明および再発防止策（暫定）の実施
  - ・アルコール検査の強化
  - ・業務に支障を及ぼす飲酒の禁止徹底

恒久対策に関しては、現在実施している再発防止策に加え、整備業務に対する「航空輸送の安全確保に関する業務改善勧告」および（安全統括管理者の職務に関する）「警告書」に従って立案し、大阪航空局と調整したうえで実施して参ります。

### 5. 運航への影響

- (1) 5月18日より22日までの間、不完全な整備状態のまま当該航空機を運航しました。（30便）



オリエンタエルエアブリッジ株式会社  
〒856-0816 長崎県大村市箕島町593-2  
TEL0957-53-6692 FAX0957-53-6592

(2) 当該整備士が5月18日に整備作業を実施した箇所の部品すべての交換が完了する6月3日まで、当該航空機の運航を停止いたしました。(運航を停止している間は、他の航空機にて運航したため、運航便への影響はございませんでした。)

#### 6. 処分

当該整備士ならびに管理責任者の処分は、社内規定に則り厳正に対処いたしました。

#### 7. 会社コメント

お客様および関係する皆様に、ご迷惑ならびにご心配をお掛けしていることを深くお詫び申し上げます。本事象を真摯に受け止め、再発防止を正しく機能させ、あらためて安全運航の堅持に努めてまいります。

#### 8. 資料

- (1) 令和6年6月28日付 阪空事安第5号 「航空輸送の安全確保に関する業務改善勧告」
- (2) 令和6年6月28日付 阪空事安第5号 (安全統括管理者の職務に関する)「警告書」

以 上

<問い合わせ：オリエンタルエアブリッジ 0957-53-6692>

阪空事安第 5 号  
令和 6 年 6 月 28 日

オリエンタルエアブリッジ株式会社  
代表取締役社長 杉浦 賢 殿

国土交通省 大阪航空局長  
村田 有



### 航空輸送の安全確保に関する業務改善勧告

本年 5 月 18 日、貴社所属の確認主任者（整備従事者）が、前日の飲酒の影響により出社前の自主検査でアルコールが検知されていたが、長崎空港内の主基地に出社し、整備規程及び業務規程に定める整備作業開始前のアルコール検査を実施しないまま整備業務を実施し、その後に実施したアルコール検査において当該確認主任者からアルコールが検知されていた旨、5 月 21 日に貴社から国土交通省大阪航空局に報告があった。

また、その後の貴社からの報告により、事案当日、当該確認主任者は、貴社航空機（ボンバルディア式 DHC-8-201 型: JA803B）の除氷装置の修理作業を実施していたが、必要な機能点検を実施しないなど作業基準に基づく作業を行っておらず、その整備記録も作成されず、また、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項に基づく確認も行わないまま、5 月 23 日に運航を停止するまでの間、当該航空機を運航に供していたことが判明した。

これらの報告を受けて、法第 134 条第 1 項に基づく報告徴収を実施するとともに、5 月 23 日及び 24 日並びに 6 月 4 日から 6 日に同条第 2 項に基づく立入検査を実施した結果、下記 1. の事実（以下「本件事実」という。）が確認された。

本件事実については、下記 2. のとおり、法第 112 条の「輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実」があると認められることから、下記 3. に掲げる措置を速やかに講ずるよう業務の改善を勧告する。

なお、講じた措置については、本年 7 月 26 日までに報告されたい。

#### 記

#### 1. 確認主任者（整備従事者）の整備作業開始前のアルコール検査の不正事実等

##### (1) 整備作業開始前のアルコール検査の不正事実

- ① 本事案に係る確認主任者は、整備規程及び業務規程に定める整備作業開始前のアルコール検査を実施しないまま、整備業務（シフト責任者としての業務、飛行前点検、除氷装置の修理作業等）を実施した。また、その後にアルコール検査を実施したが、必要な立会者を置かずに実施するなど適切に行っていない

かった。さらには、当該確認主任者は、事案当日の業務日誌に当該確認主任者を含めたシフト全員が適切にアルコール検査を実施した旨の虚偽の記載を行った。

- ② 当該確認主任者は、前日の飲酒の影響により入社前の自主検査でアルコールが検知された。当該確認主任者は、酒気を帯びている可能性を認識しながら入社し、上記の不正を行った。
- ③ 上記整備業務後に実施したアルコール検査において、当該確認主任者からアルコールが検知 (0.06mg/l) された。このことから、当該確認主任者は、酒気を帯びた状態で上記整備業務を行っていたと認められる。
- ④ 当該確認主任者と同じシフトの整備従事者の一部は、当該確認主任者が整備作業前のアルコール検査を未実施であり、酒気を帯びていた可能性があること知りながら、当該確認主任者の整備作業を中断させたり、会社に報告したりするなどの措置を講じなかった。

## (2) 作業基準に基づく整備作業を行わなかった事実

- ① 本事案に係る確認主任者は、事案発生当日に整備作業開始前のアルコール検査を実施しないまま行った整備業務のうち、飛行前点検については他の整備従事者にやり直しをさせたが、除氷装置の修理作業については同様の措置を取らなかった。
- ② 当該確認主任者が行った除氷装置の修理作業は、必要な機能点検を実施しないなど作業基準に基づいて実施されていなかった。
- ③ 当該確認主任者は、除氷装置の修理作業に関し、法第 19 条第 1 項に基づく確認も行わないまま、当該航空機を運航の用に供した。また、当該作業に係る整備記録については、当該確認主任者が作成途中であったが、当該整備業務後に行ったアルコール検査でアルコールが検知されたことを受けて廃棄していた。
- ④ 貴社は 5 月 21 日夜に当該確認主任者がアルコール検査を実施しないまま除氷装置の修理作業を実施していたことを把握し、目視点検及び作動点検を実施したうえで翌日 22 日に運航に供したが、同日夜に当該確認主任者が作業基準に基づいて適切に作業を行ったことが確認できなかったため、23 日から当該航空機の運航を停止した。その結果、当該航空機は、5 月 18 日から 22 日までの 5 日間 (計 30 便)、適切な整備作業が行われていない状態で運航に供された。

## (3) 会社として本事案の把握が遅れた事実

- ① 上記 1. (1) の整備作業開始前のアルコール検査の不正事実については、当該確認主任者及び同じシフトの整備従事者のいずれも会社には報告しなかった。同じシフトの整備従事者から話を聞いた整備部員が 5 月 21 日に管理職に報告がなされるまで会社として本事案を把握できなかった。
- ② 上記 1. (2) の作業基準に基づく整備作業を行わなかった事実については、当該確認主任者は会社に報告しなかった。除氷装置の修理作業を当該確認主

任者と一緒を実施した一般作業員が5月21日に報告するまでの間、会社として本事案を把握できなかった。その結果、当該航空機は、5月18日から22日までの5日間（計30便）、適切な整備作業が行われていない状態で運航に供された。

(4) 本事案以外にも整備作業開始前のアルコール検査の記録漏れがあった事実

- ① 本事案を受けて、記録上確認することが可能な昨年度以降の整備作業開始前のアルコール検査結果の実績を確認した結果、整備作業のための勤務実績があるにもかかわらずアルコール検査結果の記録が確認できない事案が3件あることが判明した。
- ② これらの3件には1年以上前の事案も含まれており、これらの整備作業開始前のアルコール検査が適正に実施されていることを会社として適切に管理していなかった。

2. 業務改善勧告の理由

上記1.(1)のとおり、整備作業前のアルコール検査を適切に実施する体制となっておらず、その結果、当該確認主任者が酒気を帯びた状態で整備業務を行ったことは、整備規程及び業務規程に違反する行為と認められる。また、当該確認主任者は、自身が酒気を帯びている可能性があることを認識しながら整備作業前のアルコール検査を実施しないまま整備業務を行っており、業務日誌に適切にアルコール検査を実施したとの虚偽の記載を行っていたことから、意図的に違反行為を行った悪質な行為と認められる。

さらには、上記1.(2)のとおり、当該確認主任者は、除氷装置の修理作業を実施したが、必要な機能点検を実施しないなど作業基準に基づく作業を行っておらず、法第19条第1項に基づく確認も行わないまま、運航の用に供した。また、作成途中だった整備記録を廃棄する悪質な行為も行っており、その結果、5月18日から22日までの5日間（計30便）、適切な整備作業が行われていない状態で運航に供された。これらは、航空法並びに整備規程及び業務規程に違反する行為であり、特に、酒気を帯びた状態で整備業務を開始し不適切な修理作業を行った行為は、安全上重大な事案を発生させるおそれのある重大な違反行為である。

加えて、上記1.(1)④及び1.(3)のとおり、当該確認主任者のみならず、同じシフトの整備従事者も当該確認主任者の整備作業を中断させたり、会社に報告したりするなどの措置を講じなかったことにより、会社としての本事案の把握が遅れたことは、飲酒に関する安全意識の徹底が十分ではないと認められる。また、上記1.(4)のとおり、本事案以外にも整備作業開始前のアルコール検査の実施が確認できない事案があったことを踏まえると、貴社において当該検査の実施状況を適切に管理していたとは言えない。貴社に対しては、令和元年7月5日付で不適切な整備業務を受けて業務改善勧告等、令和2年5月1日付で運航乗務員の飲酒事案を受けて嚴重注意をそれぞれ行ったが、今般このような違反行為等があったことは、貴社における安全管理システムが十分に機能していないものと認められる。

以上のことから、本件事実は、法第112条の「輸送の安全、利用者の利便その他

公共の利益を阻害している事実」に該当すると認められる。

### 3. 講ずるべき措置

航空運送事業者は、利用者の利便の増進を図る上で、航空の安全を確保し絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

しかしながら、上記2. のとおり、今般、貴社において航空の安全に影響を及ぼす重大な違反行為が認められ、かつ、適切に再発防止策を講じるための安全管理システムが十分に機能していないことが認められた。

航空の安全を確保するためには、航空運送事業者が定める安全方針の達成に向けて、安全管理システムを統括する安全統括管理者を中心として、各部門及び全従業員が一丸となって取り組むことが必要である。このため、貴社における航空の安全の確保をするため及び飲酒対策を含めた安全管理体制の抜本的な再構築等の改善を求めるため、以下の措置を講じることを勧告する。

#### (1) 飲酒対策を含めた安全管理体制の抜本的な再構築

本事案の要因分析を確実にを行い、二度と同種事案を再発させないために十分な教育を実効性のある手法により実施できる体制を再構築し、全社員に対して飲酒対策を含めた安全意識の再徹底並びに法令及び規程等の遵守に係る教育を行うこと。

また、全社的に安全運航を最優先する意識の醸成を図り、安全統括管理者及び部門長が運航・整備の現場の状況を把握し、迅速かつ適切に情報を共有した上で共通の認識を持ち、運航規程及び整備規程並びに業務規程に従った業務が確実にを行うことができる環境となるよう安全管理体制を再構築するとともに、継続的にこれを改善していくこと。

#### (2) 整備規程及び業務規程によるアルコール検査体制の再構築

整備従事者によるアルコール検査が適正かつ確実に行われ、立会者の主体性と独立性を確保してその機能を果たすようアルコール検査体制を見直すこと。

また、整備に係る業務について、当該アルコール検査の完了を確認した後でなければ実施することができないような仕組みを導入し、その実施状況を適切に管理するための体制を改善するなど、不正な検査や検査未実施を防止する仕組みを再構築すること。

#### (3) 整備規程及び業務規程の確実な理解及び適切な整備業務の実施

本事案を踏まえ、不適切な整備の実施の防止、安全意識並びに法令及び規程等の遵守を確保するため、整備規程及び業務規程（関連規定を含む。）に規定される内容の確実な理解を得るため、十分な教育を実効性のある手法により実施できる体制を構築するとともに、継続的にこれを改善していくこと。

以上

阪空事安第 5 号  
令和 6 年 6 月 28 日

オリエンタルエアブリッジ株式会社  
代表取締役社長 杉浦 賢 殿

国土交通省 大阪航空局長

村田 有



## 警 告 書

### 1. 安全統括管理者の職務に関する警告の理由

今般、貴社所属の確認主任者（整備従事者）が前日の飲酒の影響により酒気を帯びた状態にありながら、整備規程及び業務規程に定める整備作業開始前のアルコール検査を実施しないまま整備業務を実施したこと、また、その一部の整備業務においては作業基準に基づく作業を行っておらず、その整備記録も作成されず、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項に基づく確認も行わないまま当該航空機を運航に供していたこと等の事実が認められた。これらは、法第 112 条の「輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実」に該当すると認められたことから、貴社に対し、令和 6 年 6 月 28 日付で業務改善勧告を発出したところである。

貴社においては、整備作業前のアルコール検査を適切に実施する体制となっておらず、その結果、当該確認主任者が酒気を帯びた状態で整備業務を行っており、また、本事案以外にも当該アルコール検査が適切に実施された記録が確認できない事例が複数判明するなど、会社として当該アルコール検査の実施状況を適切に管理していたとは言えない。さらには、貴社に対しては、令和元年 7 月 5 日付で不適切な整備業務を受けて業務改善勧告等、令和 2 年 5 月 1 日付で運航乗務員の飲酒事案を受けて嚴重注意をそれぞれ行ったが、今般このような違反行為等があったことは、貴社における安全管理システムが十分に機能していないものと認められる。

以上のことから、貴社においては、安全統括管理者がその職務を怠っていたものと認められることから、「航空の安全に係る不利益処分等の実施要領」（平成 30 年 3 月 29 日国官参事第 1340 号）に基づき、2. のとおり安全統括管理者の職務について改善措置を実施すべきことを警告する。

### 2. 実施すべき改善措置

航空運送事業者は、利用者の利便の増進を図る上で、航空の安全を確保し絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。航空の安全を確保するためには、航空運送事業者が定める安全方針の達成に向けて、安全管理システムを統括する安全統括管理者を中心として、各部門及び全従業員が一丸となって取り組むことが必要

である。

しかしながら、今般、貴社において航空の安全に影響を及ぼす重大な違反行為が認められ、かつ、適切に再発防止策を講じるための安全管理システムが十分に機能していないことが認められた。

このため、貴社において、全社的に安全運航を最優先する意識の醸成を図り、安全統括管理者及び部門長が運航・整備の現場の状況を把握し、迅速かつ適切に情報を共有した上で共通の認識を持ち、運航規程及び整備規程並びに業務規程に従った業務が確実にを行うことができる環境となるよう安全管理体制を再構築する等の再発防止策を進めるとともに、継続的にこれを改善するための改善措置を講ずるよう警告する。

なお、改善措置が実施されない場合など、この警告に違反した場合には、貴社に対して安全統括管理者の解任を命令することがあることを申し添える。

以上